

社会福祉法人播磨町社会福祉協議会
評議員の報酬等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人播磨町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、報酬として日額2,063円を支給する。

(費用弁償)

第3条 評議員が、用務のために旅行したときは、社会福祉法人播磨町社会福祉協議会職員就業規則第30条を準用し、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規則をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(附則)

1 この規則は、平成29年6月26日開催の定時評議員会の終結の時から施行する。

2 役員及び評議員の費用弁償等に関する規則は廃止する。

(附則)

1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

(附則)

1 この規則は、令和5年6月23日から施行する。